

(募集要項)

延岡市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

公の施設である延岡市放課後児童クラブの設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

延岡市放課後児童クラブ（詳細は別紙①参照）

(2) 所在地

延岡市内の放課後児童クラブ（詳細は別紙①参照）

(3) 施設の設置目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、保護者が安心してその児童を預けられる環境の整備に努め、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全育成を図るとともに、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事等の両立を支援すること。

(4) 建物構造・延床面積

（別紙①参照）

(5) 施設内容

（別紙①参照）

2 応募の資格等

(1) 応募資格

ア 団体であること（法律上、個人が指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。）。

イ 消防法第8条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。

ウ 延岡市内に事務所を有する者、または事業開始前までに延岡市内に事務所を構えることが可能な者。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する。

イ 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。

エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。

オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。

カ 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定が取り消される場合があります。

（3）留意事項

本公募の対象児童クラブは、別紙①のとおり4クラブで、それぞれ指定管理者を選定しますが、1つの申請団体による複数クラブへの応募は可能とします。

3 選定基準

- （1）市民の平等な利用が確保されること。
- （2）事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3）事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること。
- （4）事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- （5）施設を管理運営するに当たり、アピールしたいこと。

4 指定管理者が行う業務

- （1）施設の使用許可に関する業務
- （2）利用料金の徴収及び還付に関する業務
- （3）延岡市放課後児童クラブの施設、附帯設備等の維持管理に関する業務

なお、詳細については、別紙仕様書のとおりです。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

6 指定管理料

- （1）1支援単位当たりの、年額は16,921,000円（上限額）、指定期間5か年の総額は89,621,000円（上限額）とします。児童の数や加算内容等の積算内訳は別紙②【指定管理料 積算内訳】のとおりです。
- （2）延岡市放課後児童クラブの管理にかかるすべての費用は、利用料金収入、指定管理料その他の収入をもって充てるものとします。延岡市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、締結する協定書によって定めます。
- （3）指定管理料の支払いは、4月に指定管理料の1/2を支払い、7月、10月及び1月に1/6ずつ支払う概算払を基本とします。ただし、事業計画等によりこれにより難しい場合は、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- （4）毎年度末に実績報告をもって、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号）」に基づき精算し、既支払額と補助基準額に差額が生じた場合、返還又は追加給付を行います。

(5) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、収支の帳票の整備や独立した預金口座の開設をしてください。

7 利用料金制に関する事項

利用料金の額は、延岡市放課後児童クラブ条例別表第2に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めることとなっております。なお、当該利用料金は指定管理者自らの収入とすることができます。

8 運営に際する目安

- (1) 利用者人数 (別紙①参照)
- (2) 利用料金収入額 (別紙①参照)
- (3) 指定管理料(支払限度額) 1支援単位当たり年額 16,921,000円

9 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

10 募集要項の配付

- (1) 配付場所 延岡市健康福祉部こども保育課
〒882-8686
宮崎県延岡市東本小路2番地1
TEL 0982-22-7017
FAX 0982-22-1347

※延岡市公式ホームページからもダウンロード可能です。

- (2) 配付期間 令和7年7月28日(月)から令和7年9月29日(月)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日曜日、祝日を除きます。)

11 質問及び回答

質問等がある場合は、電子メール、郵送又はFAXにより申し込んでください。

- (1) 受付期間 令和7年7月28日(月)～令和7年8月12日(火)
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 受付先 募集要項配付場所に同じ
- (3) 回答日 令和7年8月19日(火)
- (4) 回答先 質問した事業者に対して回答します。また、市のホームページに質問と回答内容を掲載します。
- (5) 回答方法 郵送、FAX又はメールで行います。なお、質問が多数あった場合は、随時回答します。

12 提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考にし、(1)の書類を各1部、(2)の書類を各6部(正本1部・副本5部)提出してください。

副本5部については、団体の名称及び団体の特定が可能なロゴマーク等を記載しな

いでください。

(1) 参加申込書等

- ①参加申込書
- ②地方税に滞納が無いことの証明
- ③国税に滞納が無いことの証明
- ④暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑤役員等名簿
- ⑥契約実績を証明する書類
- ⑦当該申請団体の登記事項証明書（法人でない場合は、これに類する書類）
- ⑧当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）

(2) 提案書等

- ①指定管理者指定申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④申請団体の概要
- ⑤主要業務実績
- ⑥誓約書
- ⑦自主事業計画書（任意の様式）

※仕様書において定める業務以外に、本施設において行う予定である自らの責任・費用により実施する事業について記載してください。

1.3 提出期限

(1) 参加申込書等

令和7年8月22日（金） 午後5時15分までに必着（郵送可）

参加可否通知は令和7年8月26日（火）に通知します。

(2) 提案書等

令和7年9月29日（月） 午後5時15分までに必着（郵送可）

1.4 提出先

募集要項配付場所に同じ

1.5 選定方法

- (1) 「保育所、児童館及び放課後児童クラブ指定管理者候補者選定に係るプロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）」により、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

選定委員会の日時等については、参加可否通知とあわせてご連絡します。

- (2) 選定委員会において、別紙③【選定基準】に基づいて審査を行い、採点結果の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

複数の申請団体の合計点数が同一の場合には、「2. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること」の項目の評価点数が高い団体を指定管理者候補者とし、「2. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであ

ること」の項目の評価点数も同一の場合、選定委員の多数決により順位を決定します。

1.6 選定結果の通知

応募者全員に、令和7年10月下旬に文書にて通知します。

1.7 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) 6の指定管理料(1)で提示した指定管理料の上限額を超過した額での提案であったとき。
- (5) その他不正行為が認められたとき。

1.8 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか(遅くとも3ヶ月前まで)に通知しなければなりません。

1.9 その他

- (1) 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。
- (5) 応募に要する費用は、申請団体の負担とします。
- (6) 業務実施の準備に要する費用は、指定管理者の負担とします。

2.0 問い合わせ先

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

健康福祉部こども保育課子育て支援係 高田

TEL 0982-22-7017

FAX 0982-22-1347

Email jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp

別紙①

No.	1	2	3	4
クラブ名	東海小児童クラブ	東小児童クラブ	岡富小児童クラブ	恒富小児童クラブ
所在地	稲葉崎町一丁目 1703 番地	出北五丁目 12 番 1 号	高千穂通 3830 番地	愛宕町一丁目 1 番地 1
運用開始日	平成 4 年 5 月 18 日	平成 15 年 5 月 1 日	平成 14 年 5 月 20 日	平成 18 年 3 月 1 日
[構造]	鉄筋コンクリート造 3 階建て	①木造 1 階建て②鉄骨造 1 階建て③木造 1 階建て	木造 1 階建て	鉄筋コンクリート造 3 階建て
[延床面積]	164.26 m ²	①93.5 m ² ②80.86 m ² ③113.03 m ²	243.46 m ²	189 m ²
[施設内容]	児童クラブ室、静養室兼事務室	児童室、静養室兼事務室、トイレ	プレイルーム、事務室兼静養室、トイレ	児童クラブ室、静養室兼事務室
[備考]	小学校校舎内で実施	小学校敷地内で実施 児童クラブ専用棟	小学校敷地内で実施 児童クラブ専用棟	小学校校舎内で実施
定員	90 人	135 人	100 人	80 人
面積要件での受入可能人数	99 人	173 人	147 人	114 人
利用状況				
[R 5]	84 人 (1 単位)	87 人 (2 単位)	105 人 (2 単位)	51 人 (1 単位)
[R 6]	95 人 (2 単位)	105 人 (3 単位)	120 人 (2 単位)	52 人 (2 単位)
[利用料収入]				
(R 5)	3,364,000 円	3,192,900 円 内(第 1)1,698,100 円 (第 2)1,494,800 円	4,387,730 円 内(第 1)1,993,130 円 (第 2)2,394,600 円	1,966,730 円
(R 6)	3,776,984 円 (第 1)2,126,884 円 (第 2)1,650,100 円	3,948,100 円 (第 1)1,157,300 円 (第 2)1,625,700 円 (第 3)1,165,100 円	4,742,440 円 (第 1)2,329,600 円 (第 2)2,412,840 円	1,677,950 円 (第 1)914,050 円 (第 2)763,900 円
[支出]				
(R 5 決算額)	10,548,859 円	28,534,677 円 内(第 1)16,165,677 円 (第 2)12,369,000 円	18,715,622 円 内(第 1)9,357,810 円 (第 2)9,357,812 円	8,765,943 円
(R 6 決算額)	21,676,984 円 内(第 1)11,076,884 円 (第 2)10,600,100 円	33,256,527 円 内(第 1)11,639,626 円 (第 2)10,575,700 円 (第 3)11,041,201 円	20,983,804 円 内(第 1)10,491,899 円 (第 2)10,491,905 円	10,430,142 円 内(第 1)5,591,964 円 (第 2)4,838,178 円
指定管理料の予定額	33,842 千円	50,763 千円	33,842 千円	33,842 千円
R 8 (予定) 支援単位数	2 単位	3 単位	2 単位	2 単位

別紙②【指定管理料 積算内訳】

・指定管理料上限額	東海小 33,842 千円	(参考：過年度委託料 16,882 千円)
(令和8年度)		東海①：8,384,800 円 東海②：8,496,600 円)
	東小 50,763 千円	(参考：過年度委託料 25,781 千円)
		東小①：9,089,000 円 東小②：8,195,400 円 東小③：8,496,000 円)
	岡富小 33,842 千円	(参考：過年度委託料 16,239 千円)
		岡富①：8,161,067 円 岡富②：8,077,833 円)
	恒富小 33,842 千円	(参考：過年度委託料 8,689 千円)
		恒富①：4,677,082 円 恒富②：4,011,911 円)
(令和9年度)	東海小・岡富小・恒富小：34,816 千円	東小：52,224 千円
(令和10年度)	東海小・岡富小・恒富小：35,820 千円	東小：53,730 千円
(令和11年度)	東海小・岡富小・恒富小：36,852 千円	東小：55,278 千円
(令和12年度)	東海小・岡富小・恒富小：37,912 千円	東小：56,868 千円

(積算根拠)

子ども・子育て支援交付金交付要綱（こ成事第 169 号令和 7 年第七次改正）別紙に基づき、以下基準に拠り算出します。また、5 年間の物価高騰等を見込み、下表特定分に拠る過年度交付要綱に基づく上昇率（×2.88%）を算出し、前年度額に乗じます。一般分の 2 障害児受入強化推進事業及びその他分の 1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）は、上記上限額に含みますが、別途協議の上算出することとします。

子ども・子育て支援交付金交付要綱 区分		東海	東小	岡富小	恒富小	
(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①設備運営基準どおり 2 名以上配置	児童の数	①45 ②45	①45 ②45 ③45	①45 ②45	
		開所日数	290日			
		開所時間	授業のある日：下校時から18時 授業のない日：8時から18時			
	3 放課後児童クラブ支援事業 (1) 障害児受入推進事業	実施				
(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置	別途協議 (授業のある日は18時30分を超えて開所し、授業のない日は8時間以上開所する場合に加算)				
	2 障害児受入強化推進事業	別途協議				
(その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	別途協議				
	2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	別途協議				

別紙③【選定基準】

審査基準・配点

- (1) 市民の平等な利用が確保されること
関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、
遵守が見込まれるか。また、情報公開・個人情報保護にかかる措置が
適切に講じられる見込みがあるか。 (5点)
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ① 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (5点)
- ② 自主事業計画書の内容は適切か。 (15点)
(自主事業1件につき内容評価を最大5点とする、加算上限は3件までとする。)
- ③ 利用者に対するサービス向上は適切か。 (20点)
- ④ 利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。 (10点)
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること
- ① 総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。 (5点)
- ② 経費節減のための方策は適切か。 (5点)
- ③ その他の管理経費の設定に無理はないか。 (5点)
- (4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること
- ① 法人等の経営状況に問題はないか。 (5点)
- ② 施設の管理業務に係る職員体制(配置計画・研修計画・緊急時の対応等)は十分なものか。 (10点)
- ③ 施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。 (10点)
- (5) 施設を管理運営するにあたり、アピールしたいこと
放課後児童健全育成事業に関する取組みの実績を有しているか。 (5点)

合計 100点

候補者選定の要件として、「採点合計が総配点の100分の60以上を満たすこと」とする。